

【松阪市新型インフルエンザワクチン接種費用軽減について】

ワクチン接種費用については、全国一律の金額となっておりますが、**松阪市においては医療従事者を除く優先接種対象者は接種費用が下記のとおり軽減されます。**なお、軽減対象者で生活保護受給世帯・市民税非課税世帯の方は医療機関窓口へ**接種費用軽減証明書**の提出が必要となります。また、1歳未満児が接種を希望する場合も下記の軽減が受けられます。

《接種費用軽減対象者》

①基礎疾患を有する方
②妊婦の方
③1歳から高校生に相当する年齢までの方
④1歳未満児の保護者等
⑤高齢者（65歳以上の方）
⑥上記の方が身体上の理由で接種できない方の保護者等
⑦1歳未満児（注）

軽減対象者(①～⑦)	1回目接種	2回目接種
生活保護受給世帯	無料	無料
市民税非課税世帯	500円	500円
市民税課税世帯	3,000円	2,000円

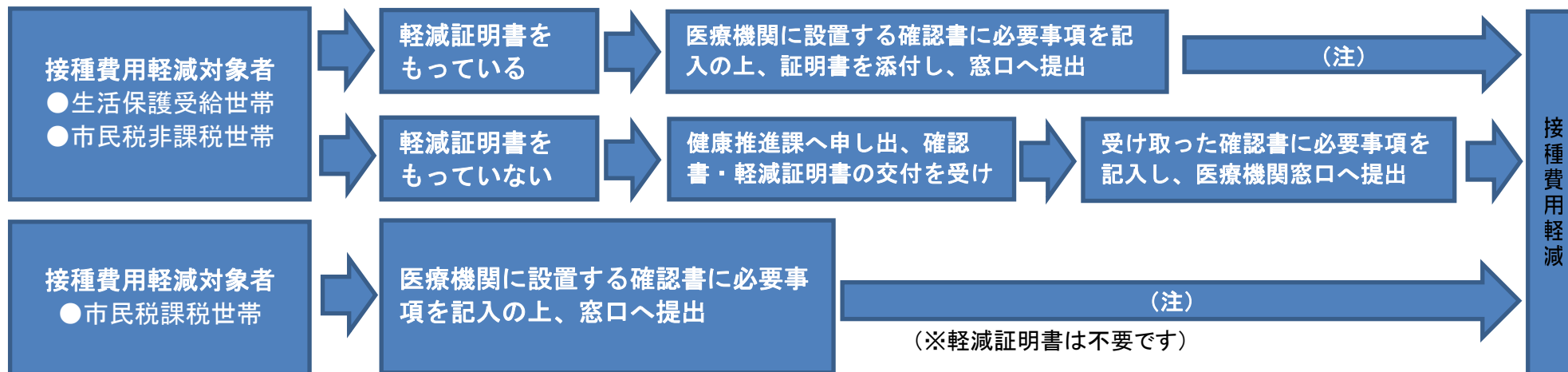
◎新型インフルエンザワクチン接種費用＝軽減対象外

健康成人(19歳～64歳)	3,600円
---------------	--------

※ 2回目接種について、1回目と異なる医療機関で接種した場合は、1回目の接種費用となります。

(注) 1歳未満児については償還払い(Q4参照)となりますので、医療機関へ接種費用軽減証明書の提出は不要です。

《医療機関窓口での手続き》※軽減対象者①～⑥



(注) 市外の医療機関(県外除く)で接種の場合で、医療機関窓口での軽減をご希望の方は、事前に健康推進課までお申し出ください。

《Q&A》

Q①. 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯ですが接種費用軽減証明書が送付されていませんか？

A. 平成21年11月1日時点で生活保護受給世帯もしくは市民税非課税世帯（H21年度）の方で1歳から18歳までの方（軽減対象者③）や65歳以上の方（軽減対象者⑤）を対象に11月16日に接種費用軽減証明書を郵送させていただきました。生活保護受給世帯もしくは市民税非課税世帯であり、妊婦・基礎疾患の方、1歳未満児等の保護者等の方、また11月2日以降に1歳や65歳になられた方も軽減対象となります。接種のご希望の方は、接種費用軽減証明書を発行しますので、健康推進課までお申し出ください。

Q②. 窓口で接種費用（軽減前）を支払ってしまいました。後日、軽減分を支給してもらえるのでしょうか？

A. 接種費用軽減対象の方であれば、償還払い（軽減分の支給）の対象となります。ただし、その場合、**松阪市健康推進課（春日町・健康センター）へ助成金（＝軽減分）の交付申請が必要**です。申請時には軽減証明書（お持ちの方のみ）・領収書・接種済証・印鑑・通帳が必要となります。県外や一部市外での接種は償還払いとなります。

Q③. 平成21年1月2日以降に転入された方は接種費用軽減対象にならないのでしょうか？

A. 転入の場合、松阪市では税の情報がないため、軽減対象かどうか確認することができません。平成21年1月1日時点で住民登録のあった市町村での非課税世帯の証明が必要となります。証明書があれば接種費用軽減対象となりますので、接種前に健康推進課までお問い合わせください。

Q④. 健康成人（19歳から64歳までの方）や1歳未満児の接種費用については、どうなるのでしょうか？

A. 健康成人については接種費用軽減対象となりませんので、医療機関窓口では接種費用は**全額を支払っていただくこと**となります。

また1歳未満児については接種費用軽減対象となりますが、**償還払いの対象**となります。医療機関の窓口では、接種費用の**全額を支払っていただくこと**となります。Q②と同様に手続きをしていただき、助成金の交付を受けていただきます。